

制定 令和6年 4月1日
改正 令和6年12月1日
改正 令和8年 4月1日
改正 令和8年 7月1日

四日市市週休2日制工事実施要領

四日市市週休2日制工事実施要領（営繕工事）に関する Q&A

目的

Q：要領の改正概要は？

A：変更内容は以下のとおりです。

- ・経費補正の廃止

※改正要領は令和8年7月以降の単価適用工事にかかる工事から適用します。

（※（営繕工事）においては令和8年7月8日以降に新たに公告を行う工事から適用します。）

定義（月単位の週休2日） ※営繕工事

Q：営繕要領の月単位の週休2日は、「同一の週が月をまたぐ場合、当該週の翌月の現場閉所日は、前月の現場閉所として前月の現場閉所日数に含めることができる」とあるが、この取り扱いは何を意味しているのか？

A：営繕要領における月単位の週休2日とは、「各月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行う場合」をいいます。しかし、発注者の指示により土日に現場作業を行い、同一の週で振替による現場閉所を行った場合、その月の現場閉所日数が土日の合計日数に満たず、月単位の週休2日を達成できない場合があります。そこで、このようなケースに対応するため、翌月の現場閉所を前月の現場閉所に含めることができる例外的な措置を設けています。

定義（準備期間）

Q：準備期間とは？

A：契約上の工期の初日から、現場に継続的に常駐を始める前までの期間をいいます。例えば事前測量、試掘（地質調査）、軽微な草刈り等は準備期間と考えられます。また、分離発注工事の場合は、同じ工事現場でも契約毎に準備期間が異なる場合と考えられます。

準備期間については、受発注者間で協議し定めてください。

定義（後片付け期間）

Q：後片付け期間とは？

A：現場の施工完了の翌日から契約工期の最終日までの期間をいいます。例えば自主検査、受注者の機器撤去、清掃等は後片付け期間と考えられます。

後片付け期間については、受発注者間で協議し定めてください。

定義（現場閉所）

Q：「巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業」とは？

A：次の場合が考えられます。

- ・災害の発生が予想される場合の予防作業
- ・雪による除雪作業
- ・安全パトロールや保守点検（建設機械のメンテナンス含む）
- ・作業が無い日の現場見学会
- ・コンクリート打設に伴う養生のための散水 など

定義（現場閉所）

Q：現場閉所日に、交通誘導員を配置する必要が生じ、交通誘導員のみが現場で誘導している場合は、現場閉所と認められるか？

A：現場閉所日に含めます。

定義（現場閉所）

Q：前日に施工可能と判断し朝8時に作業員等が現場に集合したが、天気予報が外れ現場での施工を断念し、現場代理人を始め作業員等を解散した場合は、現場閉所として扱われるか？

A：現場閉所日に含めます。

定義（現場閉所）

Q：天候不良による現場閉所日に、現場代理人や主任技術者等が、現場事務所ではなく本社等で書類作成をする事は認められるか？

A：現場閉所日に当該現場以外（本社等）で書類作成等の内業を行うことや、兼務が認められている他の現場に従事することについて、現行の要領は現場閉所と扱うことは可能です。ただし、制度の趣旨を踏まえ、現場代理人等には別日に休暇の取得を促すなど指導に努めてください。

定義（現場閉所）

Q：A現場に従事する作業員が、A現場の現場閉所日にB現場で作業に従事したことが判明した。A現場は現場閉所として扱われるか？

A：A現場は現場閉所日に含めます。ただし、制度の趣旨を踏まえ、現場代理人等から作業員に休暇の取得を促すよう、現場代理人等への指導に努めてください。

定義（現場閉所）

Q：現場代理人の常駐義務の緩和により、同一の現場代理人が複数の現場を兼任している場合、A現場は週休2日を達成したが、B現場は週休2日が未達成となった。この場合、A現場も週休2日が未達成として扱われるか？

A：A現場は週休2日が達成となります。週休2日制工事の達成については、各現場ごとに判断するものとしてください。

定義（現場閉所）

Q：午後のみ、または午前のみ現場閉所を実施した場合、0.5日閉所として扱われるか？また、例えば月曜日午後から火曜日午前まで連続して現場閉所を実施した場合、合わせて1日の現場閉所として扱われるか？

A：午後のみ、または午前のみ現場閉所した場合、その日は現場作業日となります（0.5日閉所として扱いません）。また、月曜日午後から火曜日午前まで連続して半日単位で現場閉所した場合、両日とも現場作業日となります。

定義（現場閉所）

Q：夜間作業における現場閉所の取扱いはどうなるか？

A：例えば、金曜日22時から土曜日6時までの施工は、金曜日の夜間での現場作業であり、土曜日の現場作業と扱いません。また、日曜日22時から月曜日6時までの施工も同様に、日曜日の夜間での現場作業となります。その間に挟まれた土曜日は、24時間以上の現場閉所を確保している場合は現場閉所日となります。上記については下記のとおりとなります。

- ・金曜日（夜間作業） →現場作業日
- ・土曜日（24時間以上現場閉所） →現場閉所日
- ・日曜日（夜間作業） →現場作業日

定義（夏季休暇・年末年始休暇）

Q：夏季休暇（3日間）及び年末年始休暇（6日間）の取得に指定日はあるか？また、土曜日、日曜日を含むのか？

A：指定日はありません。また、土曜日、日曜日に関係なく夏季休暇は3日間、年末年始休暇は6日間が対象外期間となります。

定義（夏季休暇・年末年始休暇）

Q：年末年始休暇を4日間（連続する日数）とした場合はどうなるか？

A：4日間が対象外期間となります。ただし、制度の趣旨を踏まえ、現場代理人等には別日に残り2日間の休暇取得を促すよう指導をしてください。なお、残り2日間の休暇を対象外期間とするか現場閉所日に含めるかは、受発注者間で協議し定めてください。

定義（夏季休暇・年末年始休暇）

Q：年末年始休暇を8日間（連続する日数）とした場合はどうなるか？

A：年末年始休暇は6日間、夏季休暇は3日間が対象外期間となります。それ以上休暇を取得する場合は現場閉所日に含めてください。

実施方法（監督員への報告）

Q：「受注者は、月1回、工事現場の休工状況を監督員に報告すること」の実施方法は？

A：休工（現場閉所）状況の報告に加え、以下のとおりとしてください。

(1) 工事契約から施工開始まで

受注者は、施工計画書等において工事期間中の現場閉所日の予定を示した「週休2日制工事計画表」を監督職員に提出する。

(2) 工事施工時

受注者は、1ヶ月ごとの現場閉所状況を示した「週休2日制工事確認表」を、翌月10日までに監督職員に提出する。最終月は、施工完了後、速やかに提出する。

なお、対象外期間となる場合は、速やかに「工事打合簿」にて監督職員に報告する。

(3) 施工完了時

受注者は、施工完了後、速やかに全工事期間を明示した「週休2日制工事集計表」を監督職員に提出する。監督職員は、「週休2日制工事確認表」及び「週休2日制工事集計表」により、週休2日制工事の実施状況について確認する。

実施方法（週休2日制工事計画表）

Q：天候不良が予想されるため、事前に提出した現場閉所予定日を変更する場合、「週休2日制工事計画表」の再提出は必要か？

A：再提出の必要はありません。「週休2日制工事計画表」は、工事契約から施工開始までに、一度だけ提出するものになります。

実施方法（現場閉所の確認）

Q：監督職員はどのようにして現場閉所を確認するのか？

A：受注者が作成した、1ヶ月ごとの「週休2日制工事確認表」により確認します。また、週休2日制工事の実施状況は、施工完了時に受注者が作成した、「週休2日制工事集計表」により確認します。

実施方法（書類の書式）

Q：「週休2日制工事計画表」「週休2日制工事確認表」「週休2日制工事集計表」について、決まった様式はあるか？

A：参考様式はホームページにて公開していますが、使用する様式の指定はありません。

実施方法（現場閉所の確認）

Q：施工完了日が月曜日の場合、前日の日曜日及び土曜日は現場閉所として扱われるか？

A：対象期間は施工開始日から施工完了日までの期間となるため、上記については現場閉所日に含めますが、意図的に現場閉所率を上げるための悪質な行為と思われる場合は、前週の金曜日を施工完了日とするよう受注者に指導してください。

工事成績（工期短縮・工事規模の縮小）

Q：週休2日制工事が、受注者の創意工夫による工期短縮、受注者の責めによらない減工（工事規模の縮小）による工期短縮等により、施工完了時に実働日数の実績が30日未満となった場合、土日完全週休2日を実施したとして、工事成績はどうなるか？

A：実働日数の実績が7日（1週）以上の場合に限り、土日完全週休2日または月単位（通期）の週休2日を実施した場合は、達成状況に応じて評価する事とします。

工事成績（対象外工事）

Q：週休2日制対象外工事であるが、週休2日制工事を実施した場合、工事成績はどうなるか？

A：施工開始前に「週休2日制工事計画表」を提出し、施工中に週休2日に関する必要な書類を提出のうえ、実働日数の実績が7日（1週）以上の場合に限り、土日完全週休2日等を実施した場合は、達成状況に応じて評価する事とします。

※ただし、「週休2日制対象外工事（工事の実働日数が30日未満の工事）」で発注された工事は、上記によらず評価は「普通」とします。

土日完全週休2日 ※営繕工事を除く

Q：土日完全週休2日は、土曜日・日曜日の現場閉所を祝日に振替えることは可能か？

A：祝日に振替えた場合、「土日完全週休2日」は未達成となります。

土日完全週休2日 ※営繕工事を除く

Q：土日完全週休2日を実施していたが、天災や地元要望等による突発的な対応など、受注者の責めによらない事由により、工期内での完成が困難となった。このため、工期内の完成を最優先とし、発注者と協議せず土曜日・日曜日に現場作業を実施した。この場合、土日完全週休2日は達成となるか？

A：天災や地元要望等による突発的な対応（対象外期間）を除き、土日に現場作業を行った場合、「土日完全週休2日」は未達成となります。受注者は工期内での完成が困難となった場合は、発注者へ工期の変更を請求してください。

工期の変更

Q：週休2日制工事において、設計変更により工期延長が必要となる場合、工期の変更は可能か？

A：工期の変更については、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」に基づき適切に行ってください。なお、受注者側の都合による週休2日の確保を理由とした工期延長は認めません。

土日完全週休2日 ※営繕工事

Q：営繕要領の土日完全週休2日は、「現場閉所を原則、すべての土曜日と日曜日に行う」とあるが、社会的要請や施設運用上の制約により、土曜日・日曜日に施工を行わざるを得ない工事は、土曜日・日曜日以外の曜日に変更することは可能か？

A：受発注者間の協議により「現場閉所を、すべての月曜日と火曜日に行う」など、曜日を変更することは可能とします。

発注方式（受注者希望型） ※営繕工事

Q：受注者希望型において週休2日への取り組みは選択できるか？

A：受注者希望型は、以下のいずれかの週休2日制工事について、受注者が選択し取り組む方式となります。

- ・土日完全週休2日
- ・月単位の週休2日
- ・通期の週休2日

発注方式 ※営繕工事

Q：「①土日完全週休2日制工事（発注者指定型（月単位）」または「②土日完全週休2日制工事（受注者希望型（通期）」以外の方式により、週休2日制工事として発注することは可能か？

A：上記①または②以外での発注は、本要領の対象外となります。上記方式による発注が困難な場合は、「週休2日制対象外工事」として発注してください。

その他（分離発注工事）

Q：分離発注工事の場合、例えば同じ工事現場での建築工事と設備工事の現場閉所日は、同日とする必要はあるか？

A：同日とする必要はありません。